

令和7年5月23日時点で 工事中の盛土等は届出が必要です!



- 本市では令和7年5月23日(以下、運用日といいます。)に市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定し、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」の運用を開始します。
- 運用日時点で工事中の宅地造成・特定盛土等・土石の堆積(以下、盛土等)については、令和7年5月23日(金)~令和7年6月13日(金)の期間に届出が必要です。
- 『旧法に基づく宅造規制区域内での盛土等であり、運用日時点で宅造許可・開発許可を受けているもの』盛土規制法に基づく許可不要工事は届出不要です。
- 運用日時点で着手していない盛土等については、盛土規制法による許可を受けてから着手してください。

届出対象となる盛土等の規模

【宅地造成または特定盛土等】

イメージ図	
	盛土で 1m超 2m超 の崖
	切土で 2m超 5m超 の崖
	切盛で 2m超 5m超 の崖
	2m超 5m超 の盛土
	切盛面積 500㎡超 3,000㎡超

【土石の堆積】

イメージ図	
	2m超かつ 300㎡超 の堆積
	500㎡超 の堆積

赤文字 : 届出対象

青文字 : 届出対象 (添付資料が必要)

■担当 問合せ先

西宮市 都市局 建築開発指導部 開発審査課 TEL:0798-35-3602



西宮市キャラクター みやたん

提出書類について

- (1) **赤文字**の場合、届出書のみ提出してください。
 (2) **青文字**の場合、届出書に下表の図面を添付して提出してください。

図面の種類		明示すべき事項
位置図		① 縮尺 ② 方位 ③ 道路及び目標となる地物
現況平面図		① 縮尺 ② 方位 ③ 届出区域(朱書き) ④ 標高2m以内の等高線(斜面地等高低差が大きい土地の場合)
土地の平面図	宅地造成又は特定盛土等	① 縮尺 ② 方位 ③ 届出区域(朱書き) ④ 盛土(緑色)又は切土(黄色)をする土地の部分 ⑤ 斜面における植栽、芝張り等の措置 ⑥ 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置
	土石の堆積	① 縮尺 ② 方位 ③ 届出区域(朱書き) ④ 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及びその内容 ⑤ 空地の位置 ⑥ 柵その他これに類するものを設置する位置 ⑦ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及びその内容 ⑧ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及びその内容
状況写真	土石の堆積	① 堆積している土地の全景 ② 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置の状況 ③ 空地の状況 ④ 柵その他これに類するものの状況 ⑤ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置の状況 ⑥ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置の状況 ※撮影方向を記載した土地の平面図を別途添付すること。

※提出部数1部。

※代理人に委任する場合は、委任状を添付すること。



Q1)なぜ届出をしないとイケないのですか

運用日時点、旧宅地造成規制区域外ですでに着手している盛土等については、着手にあたり旧法の規制が及ばないため、当然市への手続きもありません。『法規制前に着手している盛土等である』か『法規制後、許可を受けないで行っている盛土等である。(違法盛土)』であるか、市が把握する必要があるため、届出をお願いします。(盛土規制法第21条第1項)

Q2)届出をした盛土等について、技術基準に適合する必要がありますか。

運用日前(法規制前)から着手している盛土について、盛土規制法に基づく技術基準^(※)に適合する必要はありません。しかし、運用日以降は法規制の対象となるため、危険が明らかな盛土等については、盛土規制法に基づいて指導等を行う可能性があります。

※技術基準とは？

上記、届出を要する対象規模の盛土等について、運用日以降は許可を受けてから行う必要があります。その際、適合しなければならない擁壁の構造、排水施設等に関する基準を技術基準といいます。

Q3)届出した内容について変更する場合、どのような手続きが必要ですか。また、変更した箇所において、技術基準に適合する必要がありますか。

宅地造成等工事計画変更届にて、変更した内容を届出してください。その際は技術基準に適合する必要はありません。しかし、当初の計画から大幅に変更となる際は、技術基準に適合し、許可を受けてから変更箇所に着手していただく場合もあるので、当課にご相談ください。

(土石の堆積においては、届出区域外へ堆積場所を移動する場合、または事業拡大する場合は許可が必要です。)

Q4)届出不要の『許可不要工事』とは、こういった工事ですか。**【宅地造成、特定盛土等、土石の堆積において許可不要】**

- ・鉱山保安法、鉱業法、採石法、砂利採取法、土地改良法、火薬類取締法、家畜伝染病予防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壤汚染対策法、(略)環境の汚染への対処に関する特別措置法、に係る工事。
- ・森林の施業に係る工事、国若しくは地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事。

【宅地造成、特定盛土等において許可不要】

- ・造成前後の地盤面の標高差が30センチを超えない盛土又は切土するもの。

【土石の堆積において許可不要】

- ・堆積高さ2mを超えるが、堆積する面積が300㎡を超えないもの。
- ・堆積面積が500㎡を超えるが、堆積高さが30cmを超えないもの。
- ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積で、現場又はその付近に堆積するもの。

※その他、『公共施設用地における盛土等』や『閉鎖された空間での土石の堆積』等は法規制対象外となるため、届出不要です。